

地球温暖化対策のための行動計画

平成21年7月22日
岡山大学

1 はじめに

国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における地球温暖化対策については、「岡山大学における地球温暖化対策に関する実施基本計画」（平成21年4月22日役員会承認。以下「基本計画」という。）に基づき実施することとなった。

基本計画では、さまざまな観点からの温室効果ガスの排出抑制対策が盛り込まれているが、これらへの対応は、部局等の事情により異なるものであり、また、個人レベルでできるものから、全学的な対応を要するものまでさまざまである。

このため、基本計画に定める事項を、学生も含めた構成員個人が対応すべきもの、部局として組織的に対応すべきもの及び大学全体としての対応が必要なものに分け、それぞれが実施すべき事項を、行動計画として定め、基本計画に定める目標の着実な実施を図ることとする。

なお、本学が排出する温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素が殆どであり、エネルギーの中で二酸化炭素排出寄与率は、電力が75%以上を占めていることから、特に電力使用量の削減に重点をおいた計画とする。

2 教職員及び学生の対応

教職員及び学生は、基本計画4.1.2（エネルギー使用量の抑制）によりエネルギー使用量の抑制に努める。

特に、冷暖房機器の適正運転及びクールビズ・ウォームビズを実践することを徹底する。これらの推進のために、全学的なキャンペーンの実施、ポスター及びステッカーの掲示等を行う。

また、各研究室及び事務室へは、省エネ推進員を置き、エネルギーの効率的使用及び削減についての点検・指導・助言を行わせる。教職員及び学生は誠意を持って、これに協力する。

さらに、研究室、実験室などの個別の状況に応じた冷暖房運用、省エネ対策を創意工夫により導入する。

3 各部局の対応

部局長は、平成15年度から平成19年度までの温室効果ガス排出量の平均値（基準値）を算出し、平成24年度までに6%削減（毎年度、前年度比1.5%削減）するよう、具体的な削減計画を策定して、平成21年8月末までに学長へ報告する。また、平成21年度から毎年度の削減計画の履行状況を翌年度6月末までに学長へ報告することとする。

部局長は、基本計画及び本行動計画を確実に実行できるよう責任体制を整え、運用に関する管理を行う。さらに、省エネ推進員の協力による実施状況の点検及び運用の見直しを継続的に進めるとともに、全学的なキャンペーンの実施に協力する。

4 全学的な対応

社会貢献・国際担当理事の下に安全衛生部が本実施計画の事務窓口として本学全体の平成15年度から平成19年度まで温室効果ガスの排出量の平均値（基準値）を算出し、各部局長からの報告を基に、全学的な削減計画達成のための調整を行う。特に、病院等特殊事情のある部局については、全学的な調整において、その事情を考慮するものとする。

併せて、エネルギー効率が悪い施設設備について、全学的な調査による実態把握を行い、交換等を行った場合の効果等を検証した上で、計画的な更新整備のための国への予算獲得努力をはじめ、以下に示す「全学的対応例」などに必要な学内の予算措置を含め検討を進め、対応可能なものについては、その着実な実施を図る。

なお、学内で活動する他の法人等（大学生協、積善会、放送大学等）へも、本行動計画と同様の対応について、協力要請を行う。

（全学的対応例）

- ① 効率の良い照明器具への転換を図る。
- ② 消費電力の大きい電気設備機器については、買い換え及び共同利用等効率化を検討する。
- ③ 太陽光発電の導入を検討する。
- ④ エネルギー使用点検員を置き、定期的に部局巡視を行う。
- ⑤ ESCO事業者による省エネルギー対策の診断を行う。

※ 「岡山大学における地球温暖化対策に関する実施基本計画」に関するURL
http://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/soumu-pdf/eco_kihonkeikaku.pdf